

公開買付説明書の訂正事項分

平成21年3月

伊藤忠商事株式会社

(対象会社 シーアイ化成株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	伊藤忠商事株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	(03) 3497-2121
【事務連絡者氏名】	総務部 武村 洋二 経理部 関 鎮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、伊藤忠商事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、シーアイ化成株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注7) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e) 項又は第14条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であること等から、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保障はありません。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

平成21年2月20日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、法第27条の8第2項に基づき、平成21年3月16日に公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、原則として、ドイツの競争制限禁止法（その後の改正を含みます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）の前に届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則1ヵ月間ですが延長される場合もあります。）中に連邦カルテル庁が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成21年2月13日（現地時間）に提出されています。

公開買付期間満了の前日までに、上記の待機期間が終了しない場合又はドイツ競争制限禁止法に基づく本件株式取得の禁止等の措置がとられた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

(訂正後)

ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、原則として、ドイツの競争制限禁止法（その後の改正を含みます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）の前に届出をする必要があります。当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則1ヵ月間ですが延長される場合もあります。）中に連邦カルテル庁が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間経過後に本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成21年2月13日（現地時間）に提出されており、連邦カルテル庁より、平成21年3月12日（現地時間）付で、本件株式取得について、承認を取得いたしました。

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

国名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
ドイツ	連邦カルテル庁	平成21年3月12日	B3-27/09

(注) 許可等の日付は、現地時間により記載しています。